平成３０年（フ）第１１６号
愛媛県松山市府中540番地７
債務者　三好　宣子
１　決定年月日時　平成30年５月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４８号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2759番地16
債務者　松尾　義則
１　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第５３号
佐賀県伊万里市大坪町甲2468番地31　東島アパートＤ号室、前住所佐賀県武雄市山内町大字宮野40番地７
債務者　井上　幸子
１　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第５５号
佐賀県武雄市北方町大字志久536番地１、前住所佐賀県武雄市武雄町大字昭和706番地
中村マンションⅡ203号
債務者　奥平真奈美
１　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１９８号
熊本市中央区水前寺１丁目12番３号　むさしハイツ402
債務者　山川　信幸
１　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１４３号
大分市大字志生木2313番地の２
債務者　藤澤やよい
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１１３号
鹿児島県鹿児島市坂之上８丁目26番５号
債務者　二宮加奈子
１　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第８６号
沖縄県豊見城市字平良158番地９　豊見城団地県営１―503号
債務者　末松勢津子
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５１号
北海道小樽市梅ケ枝町20番３号(申立時住所)
北海道小樽市真栄１丁目15番４号、前住所北海道小樽市末広町34番１号
債務者　横山巳喜夫
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第２４号
岩手県花巻市藤沢町444番地１　菅原アパート20号
債務者　猫塚　　昇
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第２５号
岩手県北上市上野町２丁目31番10号　ファミリーステージＢ―205号
債務者　佐藤　英和
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第１０１号
秋田市桜４丁目９番26号　コーポくわさき６、住民票上の住所秋田県由利本荘市石脇字田尻28番地366
債務者　佐々木　晃
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４５号
茨城県稲敷市月出里1229番地41
債務者　新村　典昭
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第５８号
福井市江守中２丁目808番地　フェニックス江守Ｂ203
債務者　木村早由里（旧姓太田）
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６６号
福井県越前市千福町135番地　メゾンサンライズ227
債務者　佐藤　　浩
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６７号
福井県坂井市三国町新保第38号31番地５
債務者　髙橋　　徹
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係